平成２４年（フ）第５８号
栃木県鹿沼市下武子町159番地　愛光ハイツ、前住所栃木県鹿沼市仁神堂町512番地14
債務者　志岐　正明
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９号
栃木県鹿沼市下武子町159番地　愛光ハイツ、前住所栃木県鹿沼市仁神堂町512番地14
債務者　志岐　陽子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７号
栃木県那須郡那珂川町馬頭910番地
債務者　大金真由美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３号
東京都町田市小山町2474番地26
債務者　平間裕次郎
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１号
東京都国分寺市泉町３丁目31番９―405号都営泉町３丁目アパート
債務者　藤代　健一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０２号
神奈川県大和市鶴間１丁目４番16号　ジョイハウス鶴間104
債務者　種田　　實
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
島根県浜田市田町109番地10
債務者　潮　　信廣
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第９１号
東京都稲城市東長沼408番地の４
債務者　若林　三恵
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
栃木県小山市八幡町２丁目11番２号　サーパス八幡町103号
債務者　矢部　明子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１７号
栃木県日光市今市本町９番地３
債務者　長岡三智也
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３０５号
神戸市中央区港島中町３丁目２―１ポートアイランド60棟809号
破産者　有限会社カルムス
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３７８号
札幌市東区北20条東６丁目２番33号
破産者　北海道凸版印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２６号
札幌市中央区南３条西７丁目７
破産者　有限会社滝吉商店
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２号
栃木県那須塩原市三島４丁目30番地
破産者　早乙女嘉男
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第９４１号
愛知県瀬戸市美濃池町69番地の１
破産者　株式会社こがね
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９０号
名古屋市中区新栄１丁目38番23号
破産者　株式会社ヴィ・サ・ヴィ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００号
三重県鈴鹿市寺家５丁目３番23号、開始決定時の住所三重県鈴鹿市寺家４丁目３番３号ベルカーサ鼓ヶ浦906号
破産者　小西　久雄
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
三重県いなべ市大安町石榑東1913番地　オレンジハイツ205号
破産者　野口　直樹
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係